



令和2年5月7日

栗東市議会議長 藤田 啓仁 様

陳情書第 5 号  
郵送

陳情 食糧の安全・安心を図るために  
農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です

滋賀県高島市マキノ町中庄13-27

ミツバチまもり隊

小織 健史  
(代表)

NO!ネオニコたかしまの会

尼川 大作

オーガニック給食委員会

太田 裕三子

おおつ給食のわ

石川 淳子

農産物加工所 Farm KAIDE

中地 朝子

絵本による街づくりの会

平松 成美

自主保育ホトリ

嶋谷 香耶子

子どもの食の未来を考える会

岡野 未来

やすろー腸間学会

犬尾 公

ニセコ公共給食を考えませんか?

秋元 晶子

生き物共生農業をすすめる会

今野 茂樹

#### 【陳情事項】

下記について国会及び関係省庁に意見書を提出していただくようお願いいたします。

#### 記

1. 現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること
2. 農産物検査法「着色粒」規定の廃止
3. 等級制の廃止
4. 関連法である食品表示法の見直し

#### 【陳情理由】

現行の農産物検査法は昭和26年、食糧不足の時代に、国民に米を配給する必要性から、政府が食糧管理法（食管法）の下に、生産された米を全量農家から買い上げる際の検査制度として制定されました。その後、米の生産が過剰となり、平成7年に食管法が廃止となった以後も、同法は制定当時とほぼ変わらずに存続し、袋詰め精米に銘柄等を表示するための根拠法として現在に至っています。大きく変化した時代背景に即した見直しが行われておらず、外観を重視した規格により農業の多使用が促されるなど、食の安全・安心を求める現在の消費者ニーズとは大きく逆行しているのが実情です。

滋賀県は、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に役立つ農業の取組を促進する環境保全型農業直接支払制度において、平成30年度は実施件数491、実施面積14,459ha、交付金額は約6億1500万円と、いずれも全国最多となっており、「全国一の環境保全型農業県」と言えますが、さらに促進するために障害となっているのが現行の農産物検査法であると考えます。

つきましては、生産者に不利な制度にならないよう、下記について国会及び関係省庁に意見書を提出していただくようお願いいたします。

#### 農産物検査法の抜本的改正が必要な理由

- (1) 農産物検査は米穀等の円滑で公正な取引のため、品種や産地、産年、品位を証明する検査です。しかし、生産者が売り渡す際に生ずる等級価格差が小売価格に反映されないなど、生産者のみに不利益となり、それが消費者の利益にもつながらず、一部の人のみに利益になる現在の制度は、公正な制度とは言えないこと。
- (2) 農産物検査では等級を格付けする他、精米の「産年」「産地」「銘柄」の証明も行い、この証明は袋詰め精米に銘柄等を表示して販売する際の必要条件となっています。しかし、農産物検査法第15条（検査の失効）には、検査を受けた玄米を精米した場合「検査を受けていないものとみなす」とあります（下記参照）。玄米のほとんどは精米して消費するのがふつうであり、精米によって検査が無意味になるばかりでなく、無効となった検査証明を表示の根拠に用いるのは甚だ不適當です。
- (3) そもそも、精米に銘柄等を表示するために検査証明が必須条件か、という根本的疑義があります。なぜなら、検査証明が必要なのは食品表示法「玄米及び精米品質表示基準」が適用される「袋詰めされた玄米、精米」のみであり、一方、同法「生鮮食品品質表示基準」が適用される業務用米や弁当・おにぎりなどは、検査証明無しでも「産年」「産地」「銘柄」の表示が合法であるためです。
- (4) 現在の検査規格は外観と精米した場合の歩留まりを重視した制度です。その結果、着色粒規定により斑点米カメムシ類を対象とした薬剤散布を促し、玄米中に薬剤成分が残留する事態を招き、また、水田内や流域の河川にも薬剤が残留し、環境汚染と水田生態系の破壊を引き起こしています。
- (5) 農林水産省は、着色粒などの検査基準を算出した数式やデータなど、根拠となる文書の情報公開請求に対し、「当該最高限度を算出した数式やデータは存在しない」と回答しています。  
（資料）  
異物の混入よりも厳しい着色粒規定を設けながら、その根拠が存在しないのは理解に苦しみます。

#### 着色粒規定を廃止すべき理由

- (1) 玄米に混入した着色粒は精米段階で容易に除去可能で、白米への混入がほとんどないこと。
- (2) 着色粒の混入限度は、1等米、2等米の間で最大0.2%の差異しかなく、あえて（薬剤防除が必要となる）等級を区分けする理由が見あたらないこと。
- (3) 現行基準の設定の根拠が曖昧なこと。（資料）
- (4) たとえ着色粒基準を廃止しても、玄米への着色粒混入率はそれほど高まらないと考えられること。

その根拠（一）（いずれも秋田県農業試験場）

\*「無防除区における斑点米混入率」1998～2010年の平均斑点米混入率0.385%

\*\*「水田内雑草多発田における防除体系試験」2010年、雑草多発田の斑点米混入率は0.636%に止まる

根拠 (二)

福井県農業試験場の『斑点米カメムシ類防除試験における無処理区の斑点米発生率』

平成11年度から22年度までの12年平均の発生率は0.38%

品種：ハナエチゼン (早生種)

※晩生種よりも斑点米発生率が高い傾向にあるとのこと。

年度 斑点米発生率 (%)

平成

11年度	0.55
12年度	0.69
13年度	0.53
14年度	0.26
15年度	0.35
16年度	0.71
17年度	0.26
18年度	0.18
19年度	0.26
20年度	0.26
21年度	0.26
22年度	0.19
平均	0.38

(5) 農薬多使用に繋がる検査規定は本末転倒であること。

等級制を廃止すべき理由

(1) 現在、全国の等級比率は1、2等米を合わせて96%前後であり、3等米以下は3%程度しかありません。事実上、2等級となっていること。

(2) 等級と証明は精米によって無効になり、精米以降の取引には利用されていないこと。

以上

【参照】

○農産物検査法

第十五条 (検査の失効) 農産物検査を受けた農産物は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った時以後、農産物検査 (第三号に該当する場合には品位等検査、第四号に該当する場合には同号の品位等検査を受ける前に受けた品位等検査に係る量目及び品位についての検査) を受けていないものとみなす。ただし、第二十三条の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

- 一 第十三条第一項の規定による表示が失われ、抹消され、改められ、又は不明となった場合
- 二 第十三条第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が抹消され、改められ、若しくは不明となった場合
- 三 もみ、玄米又は精米の区分に変更が生じた場合
- 四 第五条第二項 (第三十四条第三項において準用する場合を含む。) の品位等検査に係る第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合

【資料】

「行政文書不開示決定通知書」※別添

## 意見書（案）

現行の農産物検査法は昭和26年、食糧不足の時代に、国民に米を配給する必要性から、政府が食糧管理法（食管法）の下に、生産された米を全量農家から買い上げる際の検査制度として制定されました。その後、米の生産が過剰となり、平成7年に食管法が廃止となった以後も、同法は制定当時とほぼ変わらずに存続し、袋詰め精米に銘柄等を表示するための根拠法として現在に至っています。大きく変化した時代背景に即した見直しが行われておらず、外観を重視した規格により農薬の多使用が促されるなど、食の安全・安心を求める現在の消費者ニーズとは大きく逆行しているのが現状です。また、生産者が売り渡す際に生ずる等級価格差が小売価格に反映されていないなど、生産者のみに不利益となり、それが消費者の利益にもつながらず、一部の人のみ利益になる現在の制度は、公正な制度とは言えません。

このため、現行検査制度による弊害を解消するため、農産物検査法を抜本的に見直し、以下の事項について早急を実施するよう、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

### 記

1. 現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること
2. 農産物検査法「着色粒」規定の廃止
3. 等級制の廃止
4. 関連法である食品表示法の見直し

令和2年〇月〇日

衆議院	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
農林水産大臣	江藤 拓 様
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	衛藤 晟一 様

栗東市議会議長 ○○ ○○

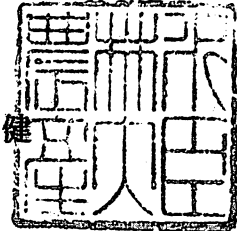
以上

30 政 統 第 41号  
平成30年 4月13日

## 行政文書不開示決定通知書

様

農林水産大臣 齋藤 健



平成30年3月14日付け（3月14日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

農産物規格規定 平成13年2月28日農林水産省告示第244号の二玄米（三）規格八品位の（イ）水稲うるち玄米及び水稲もち玄米、に関して

着色粒の最高限度を1等につき0.1%、2等につき0.3%、3等につき0.7%と算出した数式、データその他の根拠、および異物の最高限度を1等につき0.2%、2等につき0.4%、3等につき0.6%と算出した数式、データその他の根拠を記した文書

#### 2 不開示とした理由

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の2玄米（3）規格八品位（イ）水稲うるち玄米及び水稲もち玄米の着色粒及び異物の最高限度については、平成12年に開催された農産物検査規格検討会（平成12年8月7日及び同年9月1日に開催）において関係者の意見を聴いた結果、見直しについて意見が出なかったことから、従来の農産物規格規程（昭和26年4月19日農林省告示第133号）の基準を変更せず規定したものであり、当該最高限度を算出した数式やデータは存在しないことから、法第9条第2項に該当し、不開示としました。

- \* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）
- また、この決定の取消しをを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

#### \* 担当課等

政策統括官付穀物課農産物検査班  
TEL：03-6744-1392（直通）

## 水質農業残留に係る調査

本課題については、平成23年2月25日に技術検討会を開催した。

### 1. 水田農業河川モニタリング調査

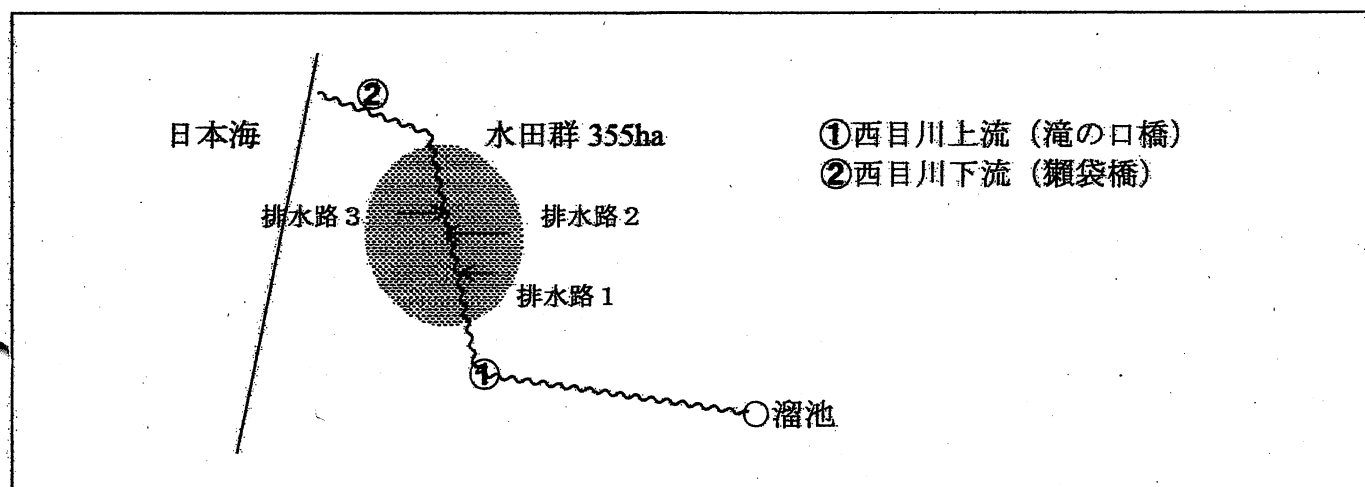
#### (1) 調査目的

本調査は、水田農業について河川への流出実態を把握することを目的として計画されたものである。調査は、当該地域で使用量が多い水田農業を対象とし、当該農業がまとまって使用されている水田地帯とそこからの流出水が流入する水系を選定し、調査地点は排水路等に「動態観測点」、河川の排水路流入点上流に「上流部観測点」、下流に「下流部観測点」として設定した。採水は、農業使用開始前から主たる使用時期の概ね1か月後までの期間できるだけ短い間隔で行った。なお、本年度は上流に数百ha以上のまとまった水田群を擁する小中河川を選定して調査を行った。

#### (2) 調査結果の概要

##### ① 秋田県農林水産技術センター農業試験場

調査は西目川下流域に独立的に展開する水田群で行われた。水田群の上流と下流にそれぞれ調査地点を設置し、水田群内の主な排水路にも観測点を設置した。対象農業は本水田群に無人へりによって散布されたジノテフランとした。なお、下流調査地点（獺袋橋）は環境基準点の近傍である。



ジノテフランは散布開始期後の8月17日から西目川下流で検出され、8月中旬～9月上旬を中心に検出された。8月30日に一部の直播田(25.3ha)に散布されたため、その後、やや濃度が高くなった。排水路の最高濃度は8月17日に22.3  $\mu\text{g/L}$ が検出され、西目川下流では8月18日の3.2  $\mu\text{g/L}$ が最大濃度であった。

西目川下流の観測点は川幅約20m、水深0.3～1.4m、流速0.1～1.4m/sであり、流量は1～4 $\text{m}^3/\text{sec}$ の小河川であるが、水質汚濁に係る登録保留基準値6mg/L及び水産動植物に係る登録保留基準値24000  $\mu\text{g/L}$ のいずれも大きく下回った。

水深と流速(可搬型電磁流速計)から成分流出量を試算(測定日間の濃度および流量は直線的に増減すると仮定)し、水田群に散布された有効成分投下量から流出率を算出すると11.4%と推定された。

表 ジノテフランの水田排水路、河川における濃度消長 (単位:  $\mu\text{g/L}$ )

採水時期	採水日	排水路1	排水路2	排水路3	西目川上流 (滝の口橋)	西目川下流 (糶袋橋)
	7月26日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月2日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月6日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月9日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月11日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月12日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月13日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	8月16日	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
農薬使用開始・最盛期	8月17日	<0.5	10.6	22.3	<0.5	0.6
	8月18日	3.4	6	19.2	<0.5	3.2
	8月19日	4.8	5.2	9.7	<0.5	2.1
	8月20日	1.2	2.4	7	<0.5	1.8
	8月21日	1.2	3.4	4.8	<0.5	1.6
	8月23日	1	2.7	2	<0.5	1.3
	8月26日	0.6	1.3	1.8	<0.5	0.6
	8月30日	1.6	2.8	1.8	<0.5	0.6
	8月31日	2.2	3.5	1.3	<0.5	0.9
	9月2日	1.6	3.8	1	<0.5	0.8
	9月6日	0.7	2	3.4	<0.5	0.6
	9月10日	<0.5	1.5	2.5	<0.5	<0.5
	9月17日	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5
9月22日	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	

注)無地へり散布は8月17日、18日に324.9ha、8月30日に25.3ha実施された。

表 成分流出率の試算

調査地域	農薬名	成分量(%)	使用面積 (ha)	使用面積率 (%)	成分投下量 (kg/流域面積)	流出量(kg/ 流域面積)	流出率(%)
西目川流域354.9ha	スタークル液剤10	10	350.2	98.7	35.0	4.0	11.4

注)無地へり散布は8月17日、18日に324.9ha、8月30日に25.3ha実施された。

玄米中への残留量調査 2004~2006年 (秋田農試)

検出量0.03~0.04ppm